

工事請負契約等に係る入札参加停止

競売入札妨害又は談合の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第6号（競売入札妨害又は談合）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	株式会社麦島建設
代表者氏名	代表取締役 麦島 悦司
本店所在地	愛知県名古屋市昭和区鶴舞2-19-10
停止期間	6か月

3 入札参加停止の理由

株式会社麦島建設の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町教育委員会発注の入札において、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日に公契約関係競売入札妨害の罪で略式起訴され、令和5年11月21日までに木曾福島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和6年2月6日から令和6年8月5日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第6号

措置要件	措置期間
有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	6か月以上24か月以内

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第7号

措置要件	措置期間
県工事等又は県内公共工事等に関し、有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	18か月以上36か月以内